

高石市入札等監視委員会運営要領

高石市入札等監視委員会運営要領（平成19年8月20日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、高石市入札等監視委員会規則（平成25年高石市規則第22号。以下「規則」という。）第11条に基づき、高石市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定例会）

第2条 委員会は、原則として年2回の定例会を開催し、開催時期及び対象となる期間については、原則として、別表のとおりとするほか、必要に応じて開催する。

2 定例会への報告は、次の様式を提出して行うものとする。

(1) 総括表（様式第1号）

(2) 入札契約方式別発注工事一覧表（様式第2号）

（事案の抽出）

第3条 定例会で審議する事案の抽出は、入札契約方式別発注工事一覧表（様式第2号）の中から入札契約方式別に、原則として定例会開催の2週間前までに行うものとする。

（抽出事案の説明）

第4条 抽出事案の説明については、入札契約方式毎に次の各号に掲げる様式により、委員会の庶務が行うものとする。また、説明は、抽出事案に係る入札参加資格の設定及び指名業者の選定方法等を中心に行うものとする。

(1) 抽出事案説明書（一般競争入札）（様式第3号）

(2) 抽出事案説明書（公募型指名競争入札）（様式第4号）

(3) 抽出事案説明書（通常指名競争入札）（様式第5号）

(4) 抽出事案説明書（随意契約）（様式第6号）

2 委員会は、必要と認めるときは、関係職員に対して会議への出席及び説明を求めることができる。

（議事概要の作成及び公表）

第5条 委員会の議事概要（様式第7号）については、速やかに作成し、原則としてこれを公表するものとする。

附 則

この要領は、平成25年10月3日から施行する。

別表（第2条関係）

定例会の開催時期及び対象となる期間

	開催時期	対象となる期間
第1回	6月	前年度の10月1日から3月31日まで
第2回	12月	当該年度の4月1日から9月30日まで